

平成 1 9 年度第 1 回  
宮城県行政評価委員会

日 時：平成 1 9 年 9 月 1 3 日（木）

午後 1 時 3 0 分から午後 3 時まで

場 所：宮城県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

平成19年度第1回 宮城県行政評価委員会 議事録

日時：平成19年9月13日（木） 午後1時30分から午後3時まで  
場所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：大村 虔一 委員 関田 康慶 委員 林山 泰久 委員  
長谷川信夫 委員 浅野 孝雄 委員 田中 仁 委員  
宇田川一夫 委員 大滝 精一 委員 沼倉 雅枝 委員  
水原 克敏 委員

欠席委員：森杉 壽芳 委員 濃沼 信夫 委員

司 会 ただいまから平成19年度第1回宮城県行政評価委員会を開催いたします。  
開会に当たりまして三浦副知事よりあいさつを申し上げます。

三浦副知事 本日はお忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。  
本年度も各委員の皆様には3つの部会に分かれて大変熱心にご審議をいただ  
いているというふうに伺っております。この場をおかりいたしまして御礼  
を申し上げます。

この行政評価委員会でございますが、本来でありますと例年2月に開催し  
て各部会での審議結果についてご報告などいただいているところでございま  
すが、今年度はそれに先立ってぜひご審議をいただきたいということがござ  
いまして、この時期に開催の運び、第1回目ということですが、開催という  
運びとなっております。

本日は既にご答申をいただいております大規模事業評価部会の審議結果に  
ついて報告をいただきました後、来年度、平成20年度から実施いたします新  
しい評価制度についてご審議をお願いしたいというふうに考えております。

ご承知のようにこの3月に宮城の将来ビジョンが策定され、本年度から実  
質的にスタートを切っております。これによりまして20年度、来年度からの  
政策評価、施策評価についてはこの3月に策定した将来ビジョンの体系によ  
って行うこととなります。これに先立ちまして、今年度行いました県民満足  
度調査においては、この将来ビジョンを先取りし、それに対応する形での調  
査を行って取りまとめております。

この行政評価制度、条例に設置根拠を置いておりますが、これは他県に先  
駆けた制度でございまして、制定後6年を迎えております。制度としては定  
着はしておりますが、さまざまな問題、課題も出てきてはおります。

今回の制度改正におきましては、このビジョン型の計画に対応するための  
政策、施策評価、評価項目を整理いたしまして、それと同時にこれまでの課  
題などを解決するための評価手法の見直しも行うということとしております。

本日の委員会は委員の皆様が部会の枠を越えてご審議をいただきます唯一  
の機会でございます。この場で頂戴いたしますご意見は私どもにとっても大  
変大切なものでございます。頂戴したご意見をしっかり受けとめまして、本  
県の行政評価制度のさらなる改善に努めていきたいと考えておりますので、

どうかよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願います。

司 会 ありがとうございます。なお、三浦副知事については所用のため中座させていただきますので、どうぞよろしく願います。

三浦副知事 よろしく願います。

司 会 本日の会議でございますけれども、大村委員長初め10名の委員の方のご出席ということで、行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしていることを改めてご報告申し上げます。なお、森杉委員と濃沼委員におかれましては、本日所用のため欠席されておりますことをご報告申し上げます。

ここで、会議に先立ちましてお手元のマイクの使用方法について改めてご説明させていただきます。ご発言の際にはマイク右下のスイッチをONにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯した後、お話ししていただくようお願い申し上げます。なお、発言が終わりましたらスイッチをOFFにしてくださいようお願いいたします。

それではこれより議事に入ります。

行政評価委員会条例の規定によりまして、ここからは大村委員長に議長をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

大村委員長 それでは一言ごあいさつ申し上げます。暑い夏でございましたが、各部署におきましてはそれぞれいろいろとご検討いただいて大変ありがとうございます。

従来のものとちょっと今回の形式が違っているのは、いわゆる宮城県の将来の構想というようなものづくり方が、知事さんがおかわりになったところで少し変わってきたというふうな状況がありまして、それに対してどういう行政評価のあり方があるかということが今日の基本的なテーマでございます。それについては政策評価部会でご検討いただいたというふうに聞いております。今日はその辺の話を皆さんでディスカッションするということと、それから大規模評価部会で答申があったことについてご報告をいただいて皆さんで了承するという、二つのテーマだというふうに聞いています。ひとつよろしく願います。

それでは議事に入りますけれども、最初に議事録署名委員を指名したいと思います。これはずっと名簿順でやってきておりまして、今回は林山委員と森杉委員の順番なんですけれども、今日は森杉先生がお休みでございますので長谷川委員をお願いをしたいと思います。よろしゅうございますか。

(了承)

ひとつよろしく願います。

次に、会議の公開についてですが、当委員会の決定に従って当会議は公開といたします。傍聴に際しましては、本会議に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画など

につきましては、事務局職員の指示に従って会議の妨げにならないようお願いしたいと思います。

続きまして、本日の委員の皆さんのお手元にお配りした資料につきまして事務局の方から説明をいただきたいと思います。よろしくどうぞ。

行政評価室長 それでは私の方から、お手元の資料の確認と本日の委員会の進め方についてご説明を申し上げます。

まず、報告事項といたしまして、平成19年度大規模事業評価部会の審議結果について、林山部会長からご説明をいただきます。

次に、平成19年8月2日付で知事より当委員会に諮問がありました行政評価制度の改正案についてご審議をいただきます。諮問の内容につきましては、後ほどご説明いたしますけれども、政策評価・施策評価に関するものでありまして、これにつきましては行政評価委員会運営規定によりまして本委員会に先立って先議という形で8月3日及び9月4日の政策評価部会においてご審議をいただいております。本日は委員会の場でございますので、部会意見も踏まえてご審議をいただき、最終的な答申案のとりまとめをお願いしたいというふうに考えております。

なお、参考資料といたしまして「宮城の将来ビジョン」、「宮城の将来ビジョン行動計画」及び「第6回県民満足度調査の結果」、これについては資料を配付してありましたので、後ほどご覧いただければと思います。

私からの説明は以上になります。

大村委員長 それでは次第に従いまして会議を進めてまいります。

議事の1.報告 大規模事業評価部会の審議結果について、林山部会長から報告をよろしく願います。

林山委員 それでは報告資料をご覧ください。

平成19年度大規模事業評価部会における審議対象事業は1件でございます。教育・福祉複合施設整備事業の概要でございますが、総合教育センター（仮称）、通信制独立校（仮称）、新福祉センター（仮称）を名取市下増田臨空土地区画整理事業地内に併せて整備し、多様化する行政ニーズに対応するとともに、教育と福祉の機能連携等を図る事業でございます。

細かい内容につきましては から をご覧いただきたいと思いますが、今回の審議対象は、平成17年度に大規模事業評価を実施しておりましたが、その際は総合教育センターと通信制独立校の整備事業でございました。それに今回新たに新福祉センターが加わるということで、再計画評価を行ったものでございます。

審議状況ですが、現地調査を含めて2回部会を開きまして、8月27日に答申をしております。その答申内容が4番でございます。結論的に、事業を実施することは妥当ということで判断いたしました。ただし、（1）から（3）の項目について検討をお願いするということになりました。

一番目が、教育及び福祉関連施設の一体的整備ということであって、連携強化を図ること、効率化を図ることというのを検討していただきたいということ。

二番目が、利用者ニーズを踏まえて機能充実、また広く県民に開かれた施設であること。

三番目が、既存施設の跡地の利用についても早急に検討することの以上をつけ加えております。

報告は以上です。

大村委員長     ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、皆様から何かご質問、ご意見はございますでしょうか。ございませんか。あるいは審議の過程で出たことで何か補足をなさる方がいらっしゃいましたら。はい、どうぞ。

宇田川委員     内容になってしまうんですけど、例えば特別支援教育センターというのは実質的にはどういう事業をやるのかちょっとお聞きしたいんですけども。

大村委員長     これはどちらから。

行政評価室長     では私の方から。まず第一点、向山にある教育研修センター、それから南中山にあります特別支援教育センター、それから仙台第一高等学校の通信制、この三つ合体で総合教育センターという部分が、平成17年の大規模事業評価にかかったと。それに今回、新福祉センターという形ですけども、福祉センターの中身としては、本庁にあります子ども総合センター、中央地域子どもセンター、一時保護所、それから向山にあります中央児童館、それから南小泉にありますリハビリテーション支援センター。この5つの施設の機能が合体になりまして新福祉センターという施設を教育福祉複合施設という形で臨空の方の区画整理事業の用地に施設整備するという内容でございます。

以上です。

大村委員長     よろしゅうございますか。ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

沼倉委員     計画を変更して福祉施設を一緒にした一番大きな理由というのは何だったんでしょうか。

大村委員長     理由をどうぞ。

行政評価室長     では私からご説明します。まず第一点、機能の連携ということについて、今回、先ほどご説明したように、子どもセンターという部分と教育という部分の機能連携という部分がまずメインにありまして、それに財政的な問題があって、同じ施設に同じ箱もので複合施設をつくるというふうな、大

きくはその二つの観点というふうに考えていました。

大村委員長 よろしゅうございますか。

沼倉委員 はい。

大村委員長 ほかにございましょうか。

関田委員 統合して機能連携することによる効果、あるいは効率についての事前評価がどのくらいまで行われたのでしょうか。

大村委員長 林山部会長、どうでしょうか。

林山委員 私の記憶している範囲ですけれども、いろいろ効果があるんでしょうが具体的には議論が出ていまして、委員の方からはこういう効果があるんじゃないかという意見は出ていまして、これを明確にして事業実施に結びつけていただきたいという要望です。

大村委員長 よろしゅうございますか。

関田委員 余りよろしくないです。

何かを企画しシステム化するためには、今までのシステムの評価を行って、そして問題課題が明確になって、その後で新しいシステム設計するわけですね。当然、新しいシステム設計では前よりもすぐれたものが出てこなきゃいけないわけで。その辺の箱ものをつくるということについてもアセスメントが必要になるし、機能をどう整備するかということについてもアセスメントがある程度必要だと思いますね。細かいところはさておき、骨格部分についての議論というのはやはりぜひ進めていただきたいと思います。

大村委員長 これについては何かお答えありますか。事務の方でありますか。

行政評価室長 その部分については、林山部会長からお話がありましたけれども、答申書の付帯意見の1番上のところで、連携強化や効率化を十分引き出すとともに、配慮した施設整備と運営を行いなさいということで、ここまでいく前段で、今、関田副委員長の方からご指摘があったことについては、どちらかといえば県としての介入自体が若干見えない部分があったので、部会の中でもご意見いろいろありました。それを踏まえて評価書をつくるような形になるかと思います。

大村委員長 よろしゅうございますか。はい。

余りよろしくないというお話でございましたが、ほかにございましょうか。

宇田川委員 総合教育センターは、どちらかという教員を中心としたそういう研修

機能を持って見えるんですけども、もう一方では新福祉センターですか、それは子供なり保護者なりのユーザーを中心とした相談業務をやるというふうに考えてよろしいですか。

行政評価室長 はい。

宇田川委員 ということは、そうなるとやはり宮城県と東北地方の特徴だと思うんですけども、例えば不登校とかそういうのを福祉領域でやるべきなのか、それとも教育機能を持った教育相談でやるべきなのかをもう少し考えて箱の中を、機能を検討してもらいたいという希望があります。以上です。

大村委員長 その点につきましては、今日の委員会のご意見というようなことで付けさせていただきたいと思えます。ほかにいかがでしょうか。

要は部会において報告されたことの中で、やはりなぜ一緒になるのがよいと判断されたかとか、複合機能にすることによってどういう効果が生まれるのかとか、そういった話についての詰めが少しあいまいな形でものが決められているということについてのいろいろなお批判があった、というようなことだろうかというふうに思うわけですね。

多分、事業的には臨空鉄道の成立にかけて人を引く条件をつくろうとか、その区画整理の事業を実現しようとか、いろんな要請があり、それからいろんな施設が、つくりたいものがいろいろあったけれども、その用地や建物の建設費に対するいろいろな問題があるということの中から生まれた結果だと思われましてありますけれども、もう少し施策としての姿勢というか方針というか、そういうものを明確にする必要があるのではないかといったような付帯意見が出たということでもよろしゅうございますか。

(異議なしという声あり)

ありがとうございます。それでは、この報告事項はその程度にいたしまして、次の議題に入りたいと思えます。

これは審議事項でございまして、行政評価制度の改正案についてでございます。行政評価制度の改正につきましては、まず初めに今回の諮問の理由と内容について事務局の方からご説明をいただきます。

行政評価室長 それでは私の方から、審議資料1という、知事からの諮問書になりますけれども、この概要についてご説明したいと思います。

今回の制度改正の内容につきましては、2ページ目の改正の理由ですね、これにつきまして、平成19年3月に「宮城県総合計画」を廃止し「宮城の将来ビジョン」を策定したことから、平成20年度以降の政策・施策評価は「宮城の将来ビジョン」の体系により行うこととなる。「宮城の将来ビジョン」はいわゆるフルセット型の計画から、県の将来像と施策の方向性を定めるビジョン型の計画となったことから、評価の実効性を確保するため、政策・施策評価の基準や方法など、評価手法の見直しを行うものであるということで、改正の内容としては、評価の基準と評価の方法、これを条例施行規則で定めている内容を改正するという内容でございます。改正の時期は20年4月1日

からという形で予定しています。

それで部会の内容につきましては、12ページをお開き願いたいんですが。行政評価制度改正案の概要という資料が入っていると思います。まず、今お話ししましたように、経緯としましては、総合計画から将来ビジョンへ切りかわりますということと、(3)が行政評価制度の見直しの経緯、その後、副知事のごあいさつの中にもありましたけれども、6年を検討しているということで、毎年度政策・施策に設定した長期的・定量的な目標の達成度などを評価し、その内容を次年度の事業等の改善に生かしていく取組はおおむね定着してきていました。ただ、一定の成果は得られましたけれども、県政を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要な見直しを行いたいという趣旨でございます。

2番の(1)の現状と課題でございますけれども、評価項目の構成が複雑でデータ量も多く、評価原案の作成に多大な労力があることと、それから評価データが膨大かつ内容が複雑でわかりにくい。評価結果の活用が十分図られておらず、期待どおりの成果が上がっていない現実がある。それから、施策体系や指標の妥当性など、県が取り組んだ施策や事業の成果以外の項目も評価しているため、県が取り組んでいる施策や事業の成果がなかなか見えにくいということと、それから個々の施策や事業の評価より、群の評価に重きを置いているため、評価結果が施策や事業の改善になかなかつながりにくいという面もあるということがあります。次、13ページになりますけれども、指標未設定の政策・施策があり、評価ができない政策や施策があります。

(2)の見直しの方向性としてしましては、評価をビジョン型計画に対応するため、評価項目を整理するとともに評価項目を再構築して、調書作成の簡便化・省力化を図りたい。それから施策や事業の課題・問題点をできるだけ明らかにし、対応策を明示したい。評価結果が個々の事業の有効性・効率性の向上につながるように工夫したい。それからすべての施策に指標を設定し、県が取り組んだ施策や事業の成果を評価するという方向性を持って整理しました。

この内容を踏まえまして、14ページをお開き願いたいんですが、新しい評価制度ということで、評価は「宮城の将来ビジョン」及び「行動計画」の体系に基づいて政策評価と施策評価を実施します。このクローズになっている部分が20年の評価イメージ、これが今の「宮城の将来ビジョン」です。「宮城の将来ビジョン」につきましては、政策推進の基本方向が三つに分かれていまして、一つは富県戦略の部分です。GDPが10兆円という部分と、それから安心と活力に満ちた地域社会づくり、三つ目が人と自然が調和した美しく安全な県土づくりという三つの基本方向になっていまして、その下に14の課題という形で整理されています。その下に33の取組、取組自体につきましては、県として重点的優先的に進めていく施策という位置づけをしています。この下に個別取組という部分がぶら下がっていますが、現実的にこの個別取組というのは今までの事業そのものでございます。

ということで、この体系を評価の再編にすり合わせるという形を整理しますと、将来ビジョンベースの課題と取組、ここの関係については政策・施策という位置づけをしまして施策評価をしましょうと。それから取組と個別取

組につきましては、施策と事業という関係という形で施策評価と整理をしましょうと。ただ、従前と違うのは、将来ビジョンベースの個別取組、それから下の、今までやってきた事業の中身において、今までも事業分析という部分は、要素としてはやっていました。ただ、今回新しい評価手法では事業分析という位置づけをしまして、個々の事業について詳細な分析を加えまして、そのデータを施策評価に生かすということと、それから単一事業自体について問題点と課題等を整理しまして、この事業の対象評価年度以降の推進について問題点を解決するために、その辺を含めて分析しましょうというふうな手法に今回切りかえています。以上が大きな柱立てでありまして、これを踏まえて評価シートという形で整理しています。

それで、11ページをお開き願いたいのですが、事業分析シート、これが要するに個別取組と表現していますけれども、これにつきましては個別取組の状況を整理しまして、これを踏まえて分析をします。必要性、県関与の妥当性、有効性、効率性、貢献度、これを含めて次年度の方向性、それから課題・改善が必要な事項と対応方針という形で整理、分析しまして、この内容を9ページにあります施策ですね、取組のシートの方に移しかえているということと、それから8ページをお開き願いたいのですが、目標指標等の状況ということで、従前は施策の方に一施策に一指標という形で載せていましたけれども、今回将来ビジョンベースですと、この施策、要するに取組ごとに目標指標につきましては複数、二つとか多いものと五つとか六つほど目標指標が設定になっていますので、従前みたいに指標がないので評価できないというふうな内容の部分は、今回は一掃されています。そういうことで、一施策について複数の指標がついているということでございます。

この目標指標等をベースにして、9ページの一番上にありますけれども、取組の評価という形で、取組の成果、進捗状況、要するにビジョン型ですので、成果としては進捗状況、要するに順調なのかおけているのかどうかという部分がメインになろうかと思しますので、ここの部分を評価したいと。ここの全体としては目標指標達成度、満足度調査、社会経済情勢から見てどうなのか、それから取組の改善ですね、事業構成についてどうなのか、それから改善事項はどうなのか、対応方針はどうなのかという部分を評価します。

それから満足度調査につきましては、今年度第6回については、ことしの4月、5月に実施していますので、今日机の上に配付していますけれども、満足度調査については今後とも引き続き実施しまして、評価の方の指標として採用していくという考えでございます。

それから6ページになりますけれども、政策評価、これにつきましては施策評価の方の目標指標の達成度、それから取組評価の内容、この辺を踏まえて政策としてどうなのかという部分を評価しましょうという整理をしています。

そういうことで、事業分析があつて、それを踏まえて施策、施策を踏まえて政策というふうなくくり方で評価の手法を整理したということで、このシートをベースにして県の規則を整理すると、資料の3ページ目の規則の新旧対照表がありますけれども、こういう形で整理されるのかなということでご

ざいまして、政策評価部会のご意見、それから本日の行政評価委員会からの答申を踏まえて評価の手法をさらに直した上で、シートに見合ったような形で、最終的には規則の改正案が整理になるということでございます。

以上、大ざっぱでございますけれども、諮問の内容等については以上でございます。

大村委員長 ありがとうございます。ここで随分質問があるんじゃないと思うんですけども、引き続きまして関田部会長から、この委員会に先立ちまして行政評価部会で議論された内容についてご説明をいただいて、それから併せて質問、ご意見をいただきたいと思いますと思いますがよろしゅうございますか。

(了承)

それでは関田部会長、よろしく願いいたします。

関田委員 それでは政策評価部会から審議内容についてご報告をさせていただきます。総合型の政策・施策評価からビジョン型の評価に変わったということは、かなり構造的な体系の変革でございます、その構造的な変革に対して評価の基準であるとか方向をどう対応させて作り上げていくかという問題と、その評価制度の運用をどうするかと、こういう大きな問題がございます。

先ほど室長からのご指摘もございましたが、総合型のビジョンは非常に設計図はすばらしいんですけども、基本設計ですね。詳細設計になる具体的な評価指標であるとか、あるいはそのデータの収集、エビデンスになる資料、あるいはそれを活用する体制ですね、そういったものはなかなか思ったほど進まなかったという、そういう評価も十分考慮しながら、新しいビジョン型の評価のあり方ということを審議させていただきました。

特に総合型というのは、政策体系が非常に幅広く全体を網羅する形になっているんですけども、これに対してビジョン型というのは、その中から重点的な政策・施策を切り出して、そして事業ベースを中心に組み立てるという、そういう形になっていて、達成度を明確に評価しろというふうになっていますから、かなりの構造的な転換が行われています。そういうことで、部会でもいろいろ審議がございまして、その中身についてご報告をさせていただきます。

まず、審議資料2をごらんいただきたいと思いますと思いますが、2回ほど部会を開催いたしまして、なお、委員との間でやりとりを行いまして、下記のような内容についての指摘、意見がございました。

まず、このビジョン型の中に課題とか取組とか個別取組というような形で体系が示されていますが、従来、政策・施策・事業という体系で行っていたこと、あるいは施策論の立場から課題・取組というのは一般用語であるのに対して政策・施策というのは学術用語といえますか、学問的な、ある程度の意味を持つ言葉であるということもあり、一貫性を持たせるということもあってその課題・取組・個別取組というのを政策・施策・事業というような枠組みで統一すべきではないかと、こういうご意見がございました。これについては課題・取組・個別取組の対応が明確である部分とちょっと境界があったりしてその仕切りが難しい点もありますが、こういうような政策・施

策・事業という枠組みで対応したらどうかという、こういうご意見でございました。

2番目は条例施行規則の改正案の中で、評価基準の成果があるかどうかというふうにしているわけですが、環境とか社会資本整備などというのはなかなか成果が出るまでに時間がかかるという部分がたくさんございます。そういうことになりますとアウトカムだけで評価をするというのは限界がありまして、プロセスの中でも評価を行うということも重要ではないかと、それについてさまざまな基準に、あるいは事前評価、プロセス評価、事後評価とか、あるいは必要性、有効性、効率性等の基準も組み合わせるとそれなりの評価を行っていくということが必要ではないかという、そういうご意見でございます。

3点目は、施策評価と事業分析の関連性が薄いのでその検討見直しをすべきであると、こういうご意見でございます。今までは、どちらかという政策・施策を中心に総合型では評価していたわけですが、ビジョン型の中ではきちっと対象を絞ってその成果を求めるという形にしていますので、どうしても事業ベースの評価ということが非常に重視されるという、そういう部分がございます。そこで、じゃあその事業分析をした結果と施策の評価というのをどうリンクさせるのかと、その辺のルールがあまり明確ではないのではないかと。そこでその事業成果の評価と施策の評価を、きちんとある種のルールで結びつけるような対応関係をつくり上げる必要があると、こういうご意見でございました。

4点目は、事業の分析項目を再度整理したらどうかと、分析基準の項目も統一されていないと、こういうご意見でございます。事業分析シートを見ますと、各分析項目の基準が二つであったり三つであったり、あるいはレベル、グレードを判定するものであったり、あるかないかということもあったり、いろいろ多様でございます。ある意味で整合性がなかなか取れていない。この辺の体系をきちんと整理してすっきりした形にしてはどうかと、こういう意見でございました。

また、評価制度の運用につきましては、個別事業の分析をいろいろやるわけですが、その結果は最終的にはやはり施策や政策のレベルでどう行政活動をやるべきかという効果が評価されるべきであって、それが中心的な重要な視点である。余り個別事業の分析だけに振り回されるということであっては困るという指摘でございます。ただし、それは次の運用のコメントでもあるのですけれども、実際、部会で何か事業分析の評価を行うとしますと、きちっと正確にやるとなると膨大な時間と、事業も増えていますし、とても対応できるものではありません。そういう点から事業分析を個別的に審議しますと大変な労力がかかりますし、それだけで施策の評価をするのは難しいということもありまして、その事業分析は重要であって評価しますけれども、施策・政策のレベルでしっかりと効果を見きわめるような対応、運用をしてほしいと、こういうことでございます。

また、今後、制度運用についてはいろいろ運用評価をやっていく過程でいろいろ課題なり解決すべき問題が多々出るかもしれません。そういうこともありますので、制度の運用に当たっては部会の意見を十分踏まえながらぜひ

改善に努めていただきたい、というのが部会の意見でございました。

以上でございます。

大村委員長    ありがとうございました。

関田委員    これに対して県で対応の方針をつくられています。それで、ぜひ室長の方からご説明をお願いしたいと思います。

大村委員長    はい、どうぞ。

行政評価室長    今、関田副委員長の方から施策評価部会の意見内容についてご説明がありましたけれども、部会の中で意見が出たとき、それを県の方でこういうような諮問の内容を変更して、こういう形で今現在で整理したいという部分がありますので、これについてちょっとご説明したいと思います。

第3回政策評価部会検討資料と右肩にある資料でございます。まず第1点、「宮城の将来ビジョン」の体系に合わせた評価となっているが、政策・施策・事業と課題・取組・個別取組、要するにシートに併記していただきましたので、これについては統一すべきであるというふうなご意見がありましたので、そのご意見を踏まえて新しいシート、この検討資料の裏側の方にシートがついていますけれども、これについてはすべて「政策・施策・事業」というふうな評価条例上の用語で整理したということでございます。

それから2番目として、アウトカムだけでなく、必要性、有効性、効率性等の基準を盛り込んだらどうかという部分に関しましては、県としては将来ビジョン策定の経緯等を踏まえ、評価基準を整理したいと、そういうことでございます。まず第1点、政策評価は有効性、要するに成果を重視する評価とし、政策を推進する上での課題等については施策の必要性、有効性、効率性等の観点から整理したいと。

それからインプット、アウトプット、アウトカム指標等を考慮して、必要性、有効性、効率性の観点から施策評価、事業分析を行う。また、施策の成果を評価する際に、事業の実績及び成果を一つの観点として追加したいと。これは3番目と関係ある内容なのですけれども。

次に3番目として、事業評価をどういうルールで施策評価に結びつけるのかというご意見ですけれども、これにつきましては確かに従前のシートですとよく見えなかったという部分もありましたので、施策評価の二つの評価項目によって整合性を図ると。まず第1点が取組の成果、進捗状況ですね、評価シートの4ページの一番の上のところですが、こここのところに事業の実績や成果という観点を整理したということでございます。それから事業構成のところには、従前は入っていなかったのですが、事業構成を見直す際に事業の分析結果、必要性、有効性、効率性、これも事業構成を検討する場合に観点として入れたということでございます。

それから4番目として、事業ごとに審議をすると多くの時間を要するので、わかりやすく短時間でできるように部会と県で相談しながら効果的な運営をしてほしいということでございますけれども、あくまでも評価自体は施策、

評価がメインということでございますので、事業分析は必要なところだけ実施していただきたいということでございます。それで今現在、この事業分析につきましてはおおよそ300ぐらいということで、施策自体が33です。それに事業分析シートが約300枚ほどついていきますので、すべてはできないということでございますので、時間的な制約がありますので、施策評価の中でこれはという部分の事業についてだけということで踏み込んでご検討していただくということを予定しております。

次に、裏面になりますけれども、運用のたたき台について委員の考え方も聞いて、委員に見てもらおうようにしてほしいと。評価制度の運用等については県の実施案を提示しながら今後の部会の中で検討していただきたいということでございます。

それから6番、7番につきましては、事業分析シートの分析項目と分析基準、ここの部分について見直しなさいというお話がありました。これについては部会の意見を踏まえまして、シートの6ページ目の事業の分析のところに必要な性、有効性、効率性という形で整理しまして、分析基準についても右側の必要性については3区分ですね、「妥当」「おおむね妥当」「課題あり」、それから有効性についても「成果があった」「ある程度あった」「なかった」ということで、おおむね3区分で基準についても整理したということでございます。

そういうことで、政策評価部会からのご意見については、県としての対応案とすれば、今ご説明した内容、このペーパーに記載のとおりで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

大村委員長 はい、ありがとうございました。  
今の部分につきまして、関田部会長からはもうないですか。

関田委員 はい。

大村委員長 それでは、委員の皆様からこのことにつきまして、質問ないしご意見を賜りたいと思います。どなたかどうぞ。

基本的に、最初にご説明があった政策・施策のつくり方というか、その体系のあり方、あるいはもうちょっと政治を、行政を進めるときの進め方ということについて大きな変更を加えようとしている、ということに伴う評価の仕方の改正というようなことでありまして、やっとなん年かやって多少慣れてきたかなという感じがしたところだけれども、これを見直して新たな評価の方法を確立しなきゃいけない、こういう話であります。

しかも、今の話を伺ってもなかなか具体的に一つ一つこういう場合どうなのかと、やってみないとわからない部分がある、私はあるような気がするんですが、何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

関田委員 まとめ役の役割とはちょっとずれた発言かもしれませんが、  
事業分析というのは総合ビジョン型とはちょっと異なりまして、総合ビジ

ョン型の場合はフルセットで政策・施策を展開して、その中に事業がぶら下がっているんですね。そこで政策あるいは行政的であれ、政治的にどういう分野に重点資源を投入するかという議論がそこでできるわけですが、ビジョン型の場合では政治的にどうか行政的に重要な部分を絞り込んでいくわけですね。そうすると財源を動かすときに不必要なところから重要なところに資源をトレードオフをするというルールが、実ははっきりしないわけです。そういう意味では事業分析というのは結構重要になって、その部分の資源をどう動かすかということです。その事業にしたって非常に重要な部分なのであって、重要でない部分からどう動かすかと、その部分が若干残っているんですね。これは議論の過程でもあったんですけども、事業の評価をうまく運用することでということですが、この辺は注意すべきポイントではないかと思います。

大村委員長      ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。  
委員の皆様の中では、行政評価部会の方々は一応これを議論なさっていますが、それ以外の方々には、何かそのいわゆるビジョン型というか、ピックアップしたプロジェクトを中心に評価をして、政策を評価していくということの見えにくさか何かがあるんじゃないかと思うんですけども。  
よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

関田委員      一応、ビジョン型といっても、この仕組みの中には政策・施策についてもどの程度必要であるかという情報がリンクする形はとっているんですね。そういう意味ではビジョンといえどもある種の方向性が適正であるかという評価を受けると、そういう仕組みにはなっています。

大村委員長      そうすると、先ほどの関田部会長の意見だと今日のご指摘の7項目、この7項目に対して、県の方でこんな対応ができるのではないかという回答がございしますが、そうしたことをベースに具体的に一つずつやっていきながら、もっと実質的な内容をつくり上げていくといったことでよろしいとお考えですか。

関田委員      部会の委員の方々並びにほかの委員の方々にも、一応これはお目通ししていただいていますよね。ということでご意見も一応は承っています。

大村委員長      そのご意見を承っていない方々、あるいはこういうふうに集約されることは自分の考えていることと違うという方々に、ぜひご発言をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。  
どうぞ。

水原委員      課題とか取組とか個別取組、宮城の将来ビジョンの16ページで見ると、課題というのは例えば「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦」、これが課題ということなんでしょうか。そして取組というのは5つありますが、育成・誘致による県内製造業の集積などのこの5項目が取組で、取組1, 2,

3, 4・・・とあるのが個別取組, これを評価していくと, そう考えていいですか。

行政評価室長 3ページをお開き願います。体系図のところなのですが。これの「第3章 政策推進の基本方向」の「第1節 富県宮城の実現」の下にあります1から5番, これが政策に当たります。ですから, 第1節が5つ, 第2節が5つ, 第3節が4つで合計14, これが今回の20年度以降の14の政策に当たります。

それと第4章のところに括弧書きの番号が入っているところがあるんですけども, (1)ですと「地域経済を力強くけん引するものづくり産業の振興」, この括弧がついている部分が33, これが将来ビジョンベースですと取組という整理ですけども, 評価においては施策というような扱いで評価しますということでございます。

この取組の下に個別取組という形で, もろもろの事業がぶら下がっているということでございます。このような体系になっております。

水原委員 それで, 県内総生産10兆円に達するののかという, その目標からいつも査定するということなんですか。

大村委員長 はい, どうぞ。

行政評価室長 目標自体につきましては, この(1)ですと「地域経済を力強くけん引するものづくり産業の振興」となります。

水原委員 個別個別に評価しながら, 最終的にはこれで年内に10兆円にいくかということでもいつも測ると。

行政評価室長 それは総括的なお話になるかと思うんです。評価自体については, 施策評価, 政策評価という形になりますので, 政策レベルでみると10兆円というのは政策よりもっと上のくり方なんですね。

水原委員 でも本当の課題ですよ。ですから, その課題にこういう順序でいっていいのかというふうについていつも諮って, これでは達成できそうにないとか達成できるとかというふうにやっていけばいいんでしょうか。

行政評価室長 それについては, おのおの政策自体の目標指標がついていますので, その達成度から踏まえるという形になるかと思います。最終的にそれが統合になった形で, 分野1ですと10兆円という部分が出てくると。目標指標については10兆円を達成するための小分割になっている形で, 要するに政策・施策という形で目標指標が整理になっています。

水原委員 今までですと, わりと細かいところで施策として一貫性があるかみたいところでやってきて, 今度はビジョン型なんだから, そのビジョンに向けて10兆円に向けてこれでいくのかと, いつもそこに戻るように, それとの関連

性において中項目，小項目が活着ているのかというふうに評価するというのが新しいところですか。

行政評価室長 行動計画の5ページをお開き願いたいんですが。ここですと，政策1の育成・誘致による県内製造業の集積促進で，施策が1．地域経済を力強くけん引するものづくり産業の振興という部分で，目標指標がここですと二つほど，製造品出荷額と企業立地件数ということですね。

同じように次の9ページにいきますと，施策が取組2として産学官の連携による高度技術産業の集積促進，ここでは産学官連携数と知的財産の支援件数が目標指標ということになると。この達成度から評価に結びつけるということになるかと思います。

大村委員長 よろしゅうございますか。

水原委員 従来型と決定的に違ふところは，これから10年間で目標を達成するぞということで，いつもそこの関係で測っていくという。今までは個別個別で割り切つて，それで整合性がとれるといい点数というようなことでいけたんですけども，それで大丈夫かな，全体の構造はこれでいいのかどうか，この後数年間でそこにいくのかとかいうふうなところで評価しなきゃいけないのではないか，何かどういうふうに評価の関係が違ってくるかなと考えさせられたんですけども。

大村委員長 どうぞ。

関田委員 水原委員がご指摘のように10兆円の達成を最大目的とするのであれば，富県10兆円の関係性が低いものは達成度目標を低くするとか，あるいはその辺が無視されがちになるということが起こるんじゃないかというのが背景にあったのではないかと思うんですけども。

そのビジョン型の10兆円というのは，あくまでも財源運用の効率的な運用をしながら10兆円を達成するという視点に立つか，あるいは10兆円だけが至上命題であつて，それを達成するためには施策，事業を動かすんだという，その対応のあり方によって，相当運用が違ってくると思うんですね。

やっぱりそこのところは，例えば県民満足度の情報を十分活用するとか，いろんなインターネットでの県民の意見とかほとんどきませんので，満足度のようなものをうまく使いながら，富県の財源運用をいかに合理的に運用して目指すかと，やっぱりそういうバランスをとつた対応をしないといけないのではないかという気もするんですね。その辺は十分注意しながらやるべきことではないかというふうに思っています。

水原委員 だから，バランス型だと従来の総合性ではなくて，ビジョン型はいろいろあるけれども，このポイントで戦うぞということでやるのがビジョン型だというふうにして考えて，もちろん総合的なバランスをとるのが望ましいんだけども，最低このポイントでは戦うんだというふうなのがビジョン型なんじゃ

ありませんか。だからそれは、達成します、これで達成できるのかということでもいつも反省すると。

大村委員長 いかがですか。

結局は、なかなか10兆円達成するかどうかというのは、その下にある12のいわゆる取組というか施策の目標は割に見えているけれども、それをちゃんとやれば10兆円になるかどうかというのは、実は余りはっきりしていないわけです。ただ、その10兆円達成のために取り組もうとしている取組が、この12ぐらいで何とかそれを実現しようとしているだけであって、そのところの因果関係は本当は余りよく見えていない。見えていないけれども、それをすることによって、大きく掲げたビジョンというのに近づこうとしているというような感じに見えますよね。

水原委員 初めからお題目なんだということならば、もう初めからビジョン型でやる必要はなくて、総合的にバランスがいい方がいいということになるんで、お題目じゃなくてこれはちゃんとした目標なんだと、ビジョンなんだということならば達成するように計画をつくるべきで、もしもだめならば3年後に修正案を出して、新しいビジョンをつくり直す。なぜなら時代が変わったんですと、そういうふうにしなきゃいけないじゃないかと。

大村委員長 我々は評価の仕方を議論しているけれど、今のお話は施策体系の作り方とかとかなり絡んでいる部分が実はあって、こういう形でビジョン型の施策ができあがっているものをどう評価するかというふうに見ざるを得ない。つまり言葉でビジョン型と言っているけれども、それよりも実質的にそのビジョンを構成している施策や何かの体系、この中をどういうふうに見ていくのかというようなことが、この委員会に課せられている役割なんですかね。

多分、この作り方そのものを見てみると、みんなそれぞれ委員にいろいろ「これはもっと何かあるぞ」というようなことが出てくるんじゃないかという気はするんですがね。

水原委員 でも、県がつくったんですから、自分たちでつくった目標ですから、それにばくらがお手伝いするために「これでは達成できないんじゃないんですか」というふうに言うのが筋でして、その目標自体悪いとか、いいというのはそれは県民が投票しますから、それは県知事の職権に応じますから、それはそれでいいんです。でも、つくったんですから、つくったらそれは達成してくださいと言うしかないんです。それで「この目標どおりじゃないんじゃないですか」というならば改正案を出さなきゃいけないというふうに考えて、ビジョンを評価すべきだなと。

大村委員長 ほかにもご意見ございましたらどうぞ。

小林部長 さっきごらんいただいた冊子の3ページをもう一度ごらんいただきたいんですが。この3章のところ、政策推進の基本方向ということで、三つ挙げ

ているわけです。

一つ目は富県宮城の実現であり、二つ目が安心と活力に満ちた地域社会づくり、三つ目が美しく安全な県土づくり。この三本柱の一つとしての富県宮城の実現でありまして、その富県宮城の実現ということ、そのインパクトを持たせるためのGDP10兆円という数値をその目標としてやっているわけでありまして、これはまさにそのタイトルどおり政策推進の基本方向で、これ自体が政策ということではなくて、もっとその上のレベルの話だというふうに我々は位置づけて言っているわけでありまして。

したがって、三本柱の一つの富県宮城について言えば、さっき説明がありましたように、この中の五つが政策であり、さらにそれぞれの中でぶら下がっている、トータルで12の取組、これが施策に当たります。そういうふうな形で評価をしないと、結局10兆円を達成できるのかどうかということは、なかなか通常の政策評価、施策評価でやれるレベルの話ではないんじゃないかというような感じがしているんですけども。

大村委員長 はい、ありがとうございます。  
いかがでしょうか。

水原委員 ですから、このビジョンだとするとこの三本柱に関して10年間なら10年間で達成するのはここまでだと、例えば安心と活力にしたならば、みんなが安心だという満足度が8割に達成するように10年後にもっていこうというビジョンなんだとかですね。ここは10兆円というけれども本当は9兆2千万だとかですね。それから美しく安全なという指標が、安全のパーセントがここまでするとか、10年間でここまでもっていこうという中で施策体系をつくって、これがビジョンだと。つまり全部ではないんですけども、重点項目はこれなんだという意味でそこに挑戦していくというのが、新しい総合計画なんだろうなと私は思っていますけれども。

ですから、言葉だけで批判するつもりはないんですが、具体的なビジョンならビジョンとして、具体的にこの10年間でここまでするとか本当の線なんだということを出して、そこから評価してくれというふうに出された方がいいんじゃないだろうかと思うんですね。努力目標を、ここ3年ぐらいでこうするんだとか、6年後、9年後こうするんだとか、何らかのそれがないとビジョン型にならないんじゃないのかなというような感じがするんですが。

大村委員長 はい、どうぞ。

企画部長 そこはつくり方の問題なんです、我々のつくり方としては三つの基本方向、この三本柱について具体的な数値目標を掲げたのはこの一つ、富県宮城の実現というところだけでありまして、それ以外の二つについてはこのレベルでの目標は掲げなかった。ただ、その下の政策、さらにその下の施策ではそれぞれ数値目標を掲げている。その掲げた数値目標については、3年間の行動計画によってそれぞれの期間までの目標を具体的に掲げていこうという考え方でやっております。

大村委員長 その10兆円というところに目標，という議論をするのではなくて，それぞれの施策の中で現況目標というのが掲げられているということで，その大きな三つのそれぞれの中にある全部で33について，目標とするところを記してそれをたたいていく，というやり方をやっていこうと。それと，先ほど言った大きなところが本当にうまくつながっているかどうかという話は，どういふふうに議論していくのかというのはなかなか難しいけれども，先ほどの関田先生のお話では，満足度だとかいろんなことを総合的に評価しながらそのところを考えていくというようなやり方かなというふうに思いますが。

ほかにいかがですか。何かやってみないとわからないような部分があって，本当にうまくいくかなというのは気にはなります。

水原委員 ですから，ビジョン型だと銘打つなら，ビジョンとの関係でそこに到達するように評価をいつももっていくんだということが間違いならそれでいいわけなんです，これが三つの柱は三つの柱でいいんですが，それをどういふふうに関連づけて，いつもそのビジョンにもっていくということですね。ビジョン型なんだから。総合型ですと，まあ全体のバランスを計りながらそれぞれの項目がすべて順調にいつているかを見ればいいわけですが。一応ビジョン型というふうに銘打つならばそういうことかなと思います。そういうふうにしていいのかどうか。

関田委員 ちょっとよろしいですか。ビジョン型だから事業施策の目標を先に掲げてそれを達成推進していくというやり方もひとつありますが，世の中がいろいろ環境変化がありますので，県民がそれをどう感じているか，どう評価しているかというのが非常に大きなポイントだと思うんですね。だから余り先行きのことを設定して，大きなビジョンについてどうするかということはいいと思うんですけども，施策とか事業のレベルで達成目標なんかとをかなり先まで置いてやるということは余り意味ないんじゃないのかと。むしろある種の中期的な期間を考えながら，県民の意向なり評価がどういふふうな動きをしているということを県域別に十分把握しながら県民のニーズに合わせた満足度のような対応をやったりやるべきじゃないのかなと。その上でビジョンの長期的な展望を達成しているという方が，もっと実態にあったような評価の方法じゃないかと思えます。

水原委員 ですから，そのビジョン型で評価するよりも重点項目を総合的に勘案しながら見ていきましょうというなら「ああそうですか」となるわけですが，わざわざ「そう変えました」と言うからそうなるんです。じゃあビジョン型じゃなくて重点項目をきちんとやっていきます，それで総合的に判断していきますと言うなら，それならば「そうですね」となるわけです。

大村委員長 先生がこだわっていらっしゃるの，ビジョン型というんじゃなくて，要するにあるビジョンに基づいて取り上げられた重点項目の目標を評価していくというやり方だと言われればそれでいいということですね。それは結果的

にはそういうふうにならざると得ないと思うんですけれども。

評価委員会としては、特段これはビジョン型の評価であるというふうには言わない。そうだとするとそのビジョンにどうつながっているかという話を直接せざるを得なくなるということをお案して、ビジョンとして取り上げた重点的な項目33についての目標をどう達成していくかというふうに判断していくと。

企画部長 実態としてはそうなるわけです。

大村委員長 はい。よろしゅうございますか。

これは、議論としては多分こんなところで、実際に具体的にやってみながら、その方針を、細かなことを決めていくというようなことにならざるを得ないと思いますので、何らかの形で答申をつくって、その方向で動き出すというのが多分一番いいと思うんですが。

先ほどの行政評価部会でつくられた7つの項目についての、県の方でその対応、取組みについて話があったわけですが、そんなことをベースに具体的にやっていけばよしいということでもいいですか。

多分、その行政評価のあり方そのものについて非常に基本的な問題みたいなものが、多分委員の中に実はくすぶっているような感じがしますが、行政評価を実際にやるとして、県が行っていくことを何らかの形でフォローして、効率よく着実に仕事を進めていくお手伝いをするというのがこの評価委員会の役割だろうと思いますので、そういう意味ではこの時点で答申を整理していくというのが必要だと思うんですが。

事務局の方でこの先ほど書いた七つの項目をこういうふうに変えたとすれば、こんなような答申になるというようなたたき台のようなものはつくれますか。もしあれば出していただいて、それを具体的に議論して、どういうふうにするかという話をした方が早そうな気がするんですけれど。よろしいですか。それじゃ、配っていただけますか。

(答申案配付)

ご覧いただいて何か気になるようなことはございませうか。

2番目の(3)の「部会の意見を踏まえながら改善に努められたい」のところにいるんなことがみんな凝縮されて、のみ込めてしまいそうな気がします。これ、いかがでしょうか。

これ、先ほどの部会の評価に大体準じているんですよね。ほかに、今水原委員が言われたようなことはこの中にどういうふうに入るんですかね。

評価に当たっては、個別事業の分析を踏まえて、政策や施策のレベルでの程度行政活動に効果的に行われているかを見るのが重要である。

その政策の三つの柱の一つのビジョンといったものとの関係を意識していく必要があるみたいなのが多分出てくるんだと思うんですけれども。

水原委員 プロセスなども評価の基準に云云というようなところで。

大村委員長 この辺ですかね。

水原委員 ええ。そういうものの個別と理解してもらえればよろしいかと思いますが。ただ、今お読みいただいた個別の事業の分析のところは本当にやっていて難しく、我々は個別の事業を評価する委員会じゃなくて、それに対する行政のあり方を評価する委員会なんですね。だから、個別は失敗していても行政としてちゃんとやっていたら行政を評価しなきゃいけないという、皮肉な役割になんですが、そういう方向は方向で難しいものであります。

先ほど申し上げたのは、やっぱり全体としてプロセスなどを踏まえて、そんなことによろしいんじゃないかと思うんですけども。

大村委員長 何かこの答申の案で不都合のようなことはありますか。あるいは書き加えた方がよいことがありましたらどうぞ。

特にございませんでしたら、それじゃこういうことで答申をすることによろしいですか。もう少し、ちょっとご検討ください。

はい、どうぞ。

関田委員 文章上の問題なんですけれども、1の(2)ですが、2行目の「プロセスなども評価の基準」というところですが、「プロセスなども考慮した」というのを入れた方がわかりやすいのかなと、再度見ていて思いました。

大村委員長 「プロセスなども考慮した評価の」と。

関田委員 そうしないと、頭の中でぱっと読み飛ばしてしまうんですけども「プロセスなどの評価」というふうになってしまうので、「プロセスが評価」というとちょっと日本語的にわからないので、「考慮した」というのを入れたらどうかと思います。

大村委員長 はい、ありがとうございます。  
ほかにいかがでございましょうか。

水原委員 先ほどのビジョン等の関係で、今おっしゃられたところのとおりで、ビジョンとの関係で成果だけでは評価できない分野もあるのでプロセスも考慮したというふうな意味で理解して、これによろしいかなと思います。

大村委員長 はい。

よろしゅうございますか。ご意見がなければ、一応今の部分を修正いたしました形でここでの答申というふうにさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

ありがとうございます。

それでは答申の内容につきましては、文章を先ほどの「なども考慮した」というのを書き加えるということにさせていただきたいと思います。

どうぞ。

浅野委員 この答申と、あとで審議されるのかどうかわかりませんが、条例施行規則の改正案が出ていますよね。行政活動の評価に関する条例施行規則改正案というのが審議資料1で載っておりますけれども、まさに今回の諮問の対象になるんだと思いますけれども、条例施行規則、旧規則をこういうビジョンに基づいて改正するというふうになるわけですね。

それは会としてこういうふうに改正するというか、こういうふうに改正するからどうなんだろうという意見を求めているということになるんですかね。今審議されたことと条例施行規則の改正案との関連がちょっとよくわからないんですが。

大村委員長 事務局の方どうぞ。

行政評価室長 この条例施行規則の改正案につきましては、評価シートと評価手法とセットで、条例施行規則の改正案という形で整理しました。

諮問しまして本日答申を受けて、その答申を踏まえて評価シートの方、要するに評価手法を再吟味しまして、その上で条例施行規則の条文の改正にあたるということでございます。

そういうことで、最終的な条例施行規則の改正案そのものについては、この答申を踏まえて県の方で関係機関と調整して最終的に規則改正しますという流れです。

浅野委員 今出された案と、先ほど水原先生がいろいろ積極的に議論されていた点については、この改正案を見ると旧改正案がなかなか平面的というか、前の総合計画に沿った案になると思うんですけども、改正案について見ると非常に整理されて簡潔になって、さらにビジョンを表現するような改正案になっているというふうに私は思えるので、非常にマッチしているというふうな感想なんですけれども。

大村委員長 ありがとうございます。

その条例施行規則の改正案についてのご指摘でございます。先ほど事務局の方から説明があったときにも、従来のものが持っていた大変難しい要素というのをできるだけ簡略化してわかりやすく見えるようにしていこうという努力がなされたというふうに聞きましたので、そういうことの一環ではないかと思えます。

ほかにございましょうか。

それでは、予定していた議題は以上でございますが、委員の皆さんからほかに何かございますでしょうか。

行政評価室長 審議経過につきましては、先ほど大規模事業評価の方でご報告がありましたけれども、他の部会の審議結果について若干ご説明したいと思います。

政策評価部会につきましては、6月11日に知事からの諮問を受けまして、その後第1回、第2回、第3回と分科会を開いております。そのほかに7月

に五つの分科会が2回ほど行われていまして、それを踏まえて今現在最終的な答申案について取りまとめ中でございます。9月中旬に答申という予定にしておりました。

それから、公共の方につきましては、6月4日に諮問がありまして、今年度14の公共事業が再評価の案件になっています。今までに現地調査1回と部会を4回ほど開きました。次回第5回の部会につきましては10月18日に開催予定でありまして、ここで答申案を整理していただきまして、10月下旬に答申をいただくという予定にしております。政策評価部会と公共事業評価部会の審議経過については以上でございます。

それから本行政評価委員会につきましては、来年2月に第2回の開催の予定ということでございます。私からは以上になります。

大村委員長      どうもありがとうございました。  
委員の皆様は、ほかにございませんでしたらこれで終了したいと思います。  
最後に、私は一身上の都合で本委員を今月で辞任させていただきたいと思っております。今まで長い間いろいろご審議にご協力いただきましたことを感謝いたしましてお礼を申し上げます。  
それではこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

司      会      以上をもちまして平成19年度第1回宮城県行政評価委員会を終了いたします。本日はどうもお忙しいところありがとうございました。

宮城県行政評価委員会

議事録署名委員

議事録署名委員